

(健Ⅰ 11)
令和3年4月6日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会
常任理事 渡辺 弘司
(公印省略)

「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」
の周知について（依頼）

今般、文部科学省初等中等教育健康教育・食育課より本会宛、「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」の周知依頼がありました。

学校における健康診断の実施に当たっては児童生徒等のプライバシー保護や男女差等への配慮を行い、児童生徒等の心情も考慮して実施することが大切です。今般、脱衣を伴う検査における留意点について別紙のように示されました。

正確な検査・診察の実施を可能にするため、円滑な健康診断実施のための環境整備に努めること、また（参考）として工夫例が挙げられています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和3年3月29日

公益社団法人 日本医師会 御中

文部科学省初等中等教育健康教育・食育課

「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」
の周知について（依頼）

このたび、児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について別添のとおりとりまとめ、各教育委員会等に周知しております。

つきましては、御了知の上、貴会会員方に周知いただけますようお願いいたします。

本件連絡先：
文部科学省
初等中等局教育局
健康教育・食育課
03-5253-4111（内 2070）

児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について示しますので、参考にしていただき、適切に実施くださるようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和3年3月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課
高等専門学校を設置する地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各学校法人担当課 御中
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について

学校における健康診断の実施に当たっては、「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂」（（公財）日本学校保健会）において示しているとおり、児童生徒等のプライバシーの保護や男女差等への配慮を行い、児童生徒等の心情も考慮して実施することが大切です。併せて、適切、正確な診察や検査等を実施することが児童生徒等の健康のために重要であり、疾患を発見できず治療の機会を逸すること、ひいては学校生活に支障をきたすことがあってはならないと考えています。そのため、このたび、学校保健関係者の意見を聴き、脱衣を伴う検査における留意点について別紙のとおりとりまとめましたので、各学校におかれては、これを参考に、健康診断を実施されるようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み大学を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長並びに高等専門学校を設置する各公立大学法人

の理事長、地方公共団体の長及び各学校法人の理事長におかれては、その管下の学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の幼保連携型認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いします。

< 本件連絡先 >

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）

脱衣を伴う検査における留意点

1. 健康診断を実施するに当たっては、児童生徒等の心情への配慮と正確な検査・診察の実施を可能にするため、学校医と十分な連携の下、実施方法（脱衣を含む）について共通認識を持ち、必要に応じて事前に児童生徒等及び保護者の理解を得るなど、円滑な健康診断実施のための環境整備に努めること。
2. 診察や検査等に支障のない範囲で、発達段階に合わせた児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行うこと。また、検査を待つ間の児童生徒等のプライバシーの保護にも配慮すること。
3. 衣服を脱いで実施するものは、すべての校種・学年で男女別に実施するなど、発達段階を踏まえた配慮を行うこと。
4. 検査の際には、個別の診察スペースの確保や、実情に応じて教職員の役割分担（補助や記録）についても配慮すること。
5. 脱衣を伴う検査に限らず、保健調査票等が正確に記入されることで健康診断の精度も上がることから、保護者の適切な協力を得るよう努めること。

（参考）学校健康診断を行う場合の工夫例

- ・児童生徒等や保護者への事前の対応については、保健だよりや学年通信等を活用し、正しく検査を受け、疾病等を早期に発見することの重要性について理解を得るとともに、脱衣を伴う場合はその必要性やプライバシーへの配慮を含む実施方法について、丁寧に説明し、理解を得る。
- ・検査時の服装については、事前に学校医と共通認識を図り、検査を受けやすい服装で実施する。
- ・ついたて（囲い）やカーテン等の配慮を工夫し、個別の診察スペースを確保する。
- ・検査の会場（保健室や教室等）内では、待機する人数を最小限にするなど、プライバシーの保護に配慮した環境づくり等に努める。
- ・特に配慮が必要な児童生徒等に対しては、検査の時間を他の児童生徒等とずらすなど、個別に対応する。